備考

1　表題中「製造」、「輸入」及び「使用」のうち該当しない文字は、抹消すること。

2　「建家の概要」の欄は、石綿等を製造し、又は使用する作業場所について記入すること。

3　「構造」の欄は、鉄筋コンクリート造り、木造等の別を記入すること。

4　「製造設備の概要」の欄は、該当するものに〇を付すること。また、主要な製造設備ごとの密閉状況及び配管の接続部を示す図面又はドラフトチェンバーの構造を示す図面を添付すること。なお、製造設備をドラフトチェンバーの内部に設置する場合には、局所排気装置摘要書（労働安全衛生規則様式第25号）又はプッシュプル型換気装置摘要書（労働安全衛生規則様式第26号）を添付すること。

5　「石綿等を入れる容器の概要」の欄は、容器の材質及びその容量について記入すること。

6　「保護前掛の種類別個数」及び「保護手袋の種類別個数」の欄は、当該保護具の材質及びその個数を記入すること。

7　「その他の保護具の種類別個数」の欄は、防じんマスク等の種類別にその個数を記入すること。

8　「参考事項」の欄は、定期の健康診断の実施予定月及び実施機関名並びに石綿等を輸入する場合にあっては、輸入事務を代行する機関名及びその所在地並びに当該石綿等に係る船（取）卸港名、積載船（機）名及び船荷証券番号を記入すること。

9　住所は、届出をしようとする者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地を記入すること。

10　氏名は、届出をしようとする者が法人である場合にあっては、名称及び代表者の氏名を記入すること。

11　許可申請書は、製造し、又は使用する試験研究機関の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して提出すること。